

市立福知山市民病院未収金回収業務委託仕様書

1. 業務委託名

市立福知山市民病院未収金回収業務（長期継続契約）

2. 業務の目的

本業務は、民間事業者の技術や経験を活用し、円滑かつ効率的な債権回収を行い、負担の公平性の確保と未収金残高の縮減を図ることを目的とする。

3. 業務期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

- (1) この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、この契約の締結の日に属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算において減額又は削除があった場合は、委託者はこの契約を変更し、又は解除することができる。
- (2) 前号の場合において、委託者は受託者に対して事前に通知し、その場合は、双方協議するものとする。

4. 委託する債権見込額

委託予定とする年間の債権見込額

(1) 市立福知山市民病院	7, 200, 000円
(2) 市立福知山市民病院 大江分院	1, 000, 000円
合計	8, 200, 000円

5. 業務内容

- (1) 委託する業務については、次のとおりとする。

- ①文書や電話等による督促等
- ②居所不明者に係る住所等の調査
- ③支払い方法等の相談業務
- ④債権者等からの入金に係る業務
- ⑤「死亡債権」等、保証人や相続人への回収業務
- ⑥居住住所等現地調査業務
- ⑦当院職員への未収金対応指導

- (2) 委託する債権

委託する債権は、医療費に係る未収金のうち、以下の①～⑤を除く債権とする。

なお、委託後に①～⑤に該当することとなった債権については、委託債権から除外する。

- ①訴訟等の法的措置を実施している債権
- ②診療内容等により債権者又は連帯保証人等が支払いを拒む意思を明らかにしている

債権

- ③破産・免責となった未払者に係る債権
- ④分割納付中又は支払い方法等について相談中の債権
- ⑤その他病院で督促・回収を行うと判断した債権

(3) 委託する時期

契約期間中において、市立福知山市民病院及び、市立福知山市民病院大江分院がそれぞれ必要と判断した時期に各担当者が行う。

(4) 委託業務実施報告業務（報告書の作成）について

月末時点において、市立福知山市民病院及び市立福知山市民病院大江分院のそれぞれに対して、債権者ごとの入金状況や対応状況を翌月15日（当該日が土・日曜日又は祝日の場合は前平日）までに報告すること。

また、その他必要な事項についても適時報告すること。

(5) 業務責任者及び業務担当者の報告

委託者及び受託者は契約締結後速やかに業務責任者及び業務担当者を定め報告するものとする。

6. 委託料について

委託者は委託した債権のうち、受託者が回収した金額に成功報酬の割合（成功報酬率）を乗じ、消費税及び地方消費税相当額を加えた成功報酬額を2期に分けて支払うものとする。受託者は9月末日及び、3月末日でその間の成功報酬額を請求するものとし、委託者は契約に基づく適法な請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

なお、委託料には、本業務を遂行するために必要な設備、人材、機材等を準備するための費用及び付随する事務費その他一切の諸経費を含めるものとする。ただし、別途実費が必要な場合には、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

7. 契約解除・更新時における業務引き継ぎ

契約解除や契約更新時において競争入札等の結果、異なる業者が本業務を履行する際、受託者は新規業者に対して完全に業務を引き継ぐこと。

8. その他

- (1) 本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、受託者は委託者と十分協議して、決定するものとする。
- (2) その他本業務を遂行する上で必要な事項は、契約締結前及び契約締結後、随時、両者協議の上、決定するものとする。
- (3) 受託者は、本委託業務で知り得た内容については、「個人情報の保護に関する法律」及び「福知山市個人情報保護法施行条例」に基づき、適切な管理を行い、委託期間及び委託期間終了後においても第三者に漏らしてはならない。